

議案第47号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例第4条又は第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第48号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例第32条第1項及び安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第32条第3項から第5項まで又は第38条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

（2）再任用職員 72.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第49号

安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例（令和元年安曇野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当については、第5条及び第15条の規定によりその例によることとされる安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年安曇野市条例第 号）附則第2項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第50号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

- 9 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、第11条第1項第5号の減免に係る申請であって、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）の到来する令和4年度介護保険料について行うものに限る。）は、同条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第51号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 24 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、第21条第1項第3号の減免に係る申請であって、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴う令和3年度相当分（令和3年度末に資格取得したこと等により賦課されたものに限る。）及び令和4年度分の国民健康保険税（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に関する申請については、同条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第52号

安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例の一部を改正する条例

安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例（平成17年安曇野市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表の2多目的ホールの使用料の表多目的ホールの項Aの欄中「620円」を「600円」に改め、同項Bの欄中「1,240円」を「1,200円」に改め、同項Cの欄中「1,860円」を「1,800円」に改め、同項Dの欄中「6,200円」を「6,000円」に改め、同表中備考3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第53号

安曇野市南小倉林業研修集会施設条例を廃止する条例

安曇野市南小倉林業研修集会施設条例（平成17年安曇野市条例第195号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第54号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条、第7条、第9条、第12条関係）

1 安曇野市豊科地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
豊科南社会体育館 午前9時から午後9時 30分まで	半面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から 翌年1月4日 までの日 屋外体育施設 において、特 定の競技以外 は、12月から 翌年3月まで の冬期閉鎖の 間（テニスコ ート及びアー チェリー練習 場は除く。） 管理上支障が あると認めら れるとき。
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
	半面 照明	200	400	600	2,000	
豊科武道館 柔道場・剣道場 午前9時から午後9時 30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	
豊科弓道場 午前9時から午後9時 30分まで	全面	600	1,200	1,800	6,000	
市営県民豊科運動広場 午前5時から午後9時 30分まで	半面	900	1,800	2,700	9,000	
	全面	1,800	3,600	5,400	18,000	
豊科屋内ゲートボール 場 午前9時から午後9時 30分まで	全面	900	1,800	2,700	9,000	
豊科勤 体育館	半面	600	1,200	1,800	6,000	



労者総合スポーツ施設	午前9時から 午後9時30分 まで	全面	1,200	2,400	3,600	12,000
	テニスコート 午前5時から 午後9時30分 まで	1面	500	1,000	1,500	5,000
梓橋運動広場	午前5時から 日没まで	全面	800	1,600	2,400	8,000
高家スポーツ 広場	多目的グラウンド東 午前5時から 日没まで	半面	900	1,800	2,700	9,000
		全面	1,800	3,600	5,400	18,000
	多目的グラウンド西 午前5時から 日没まで	全面	900	1,800	2,700	9,000
	アーチェリー練習場 午前5時から 日没まで	全面	600	1,200	1,800	6,000

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人利用（豊科勤労者総合スポーツ施設体育館、豊科弓道場及び高家スポーツ広場アーチェリー練習場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
  - A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合
  - B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合
  - C スポーツ以外で入場有料の場合
  - D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 安曇野市穂高地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
安曇野 市穂高 総合体 育館	アリーナ 午前9時から 午後9時30分 まで	片面	800	1,600	2,400	8,000	12月28日から 翌年1月4日 までの日 屋外体育施設 において、特 定の競技以外 は、12月から 翌年3月まで の冬期閉鎖の 間（テニスコ ートは除 く。） 管理上支障が あると認めら れるとき。
		全面	1,600	3,200	4,800	16,000	
		ステ ージ	200	400	600	2,000	
		ステ ージ 照明	400	800	1,200	4,000	
		放送 施設	500	1,000	1,500	5,000	
	柔剣道室 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	400	800	1,200	4,000	
	卓球室 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	1,300	2,600	3,900	13,000	
	フィットネス ルーム 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	700	1,400	2,100	7,000	
	ミーティン グ ルーム 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	200	400	600	2,000	

	プレイルーム 午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで	全面	400	800	1,200	4,000
	控室 午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで	全面	200	400	600	2,000
	テニスコート 午前 5 時から 午後 9 時 30 分 まで	1 面	500	1,000	1,500	5,000
安曇野 市牧体 育館	アリーナ 午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで	全面	600	1,200	1,800	6,000
		放送 施設	150	300	450	1,500
	研修室 午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで	全面	200	400	600	2,000
	ゲートボール 場	1 面	500	1,000	1,500	5,000
市営西穂高運動場 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで		半面	900	1,800	2,700	9,000
		全面	1,800	3,600	5,400	18,000
		放送 施設	100	200	300	1,000
市営有明運動場 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで		半面	900	1,800	2,700	9,000
		全面	1,800	3,600	5,400	18,000
		ゲ ー ト ボ	500	1,000	1,500	5,000

	ール場					
市営北穂高運動場 午前5時から午後9時 30分まで	全面	900	1,800	2,700	9,000	
市営牧運動場 午前5時から午後9時 30分まで	半面	1,600	3,200	4,800	16,000	11月から翌年 5月中旬までの 冬期閉鎖の間 その他芝生養生の 日 上記以外は、 他の運動場と 同様の扱い
	全面	3,200	6,400	9,600	32,000	

備考

1 施設を専用しない場合の個人利用（穂高総合体育館アリーナ、柔剣道場室、卓球室、フィットネスルーム及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 安曇野市三郷地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
三郷体育館 午前9時から午後9時 30分まで	半面	600	1,200	1,800	6,000	12月28日から 翌年1月4日 までの日 屋外体育施設
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
三郷競技場	半面	900	1,800	2,700	9,000	

午前5時から午後9時 30分まで	全面	1,800	3,600	5,400	18,000	において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間 管理上支障があると認められるとき。
---------------------	----	-------	-------	-------	--------	---

備考

1 施設を専用しない場合の個人利用（三郷体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 安曇野市堀金地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
市営堀金総合運動場	総合グラウンド	半面	900	1,800	2,700	9,000	12月28日から翌年1月4日までの日 屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間（テニスコートは除
		全面	1,800	3,600	5,400	18,000	
	午前5時から午後9時30分まで	放送施設	100	200	300	1,000	
	テニスコート	1面	500	1,000	1,500	5,000	
	午前5時から午後9時30分まで						
	会議室	全面	200	400	600	2,000	

堀金総合体育館	メインアリーナ 午前9時から 午後9時30分 まで	半面	800	1,600	2,400	8,000	く。)管理上支障があると認められるとき。
		全面	1,600	3,200	4,800	16,000	
		放送設備	150	300	450	1,500	
	柔道場、剣道場 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	400	800	1,200	4,000	
	サブアリーナ 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	800	1,600	2,400	8,000	
		放送施設	500	1,000	1,500	5,000	
		移動観覧席	500	1,000	1,500	5,000	
		ステージ	200	400	600	2,000	
		ステージ照明	400	800	1,200	4,000	
	体力相談室 (ミーティング グループ) 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	700	1,400	2,100	7,000	
堀金多目的屋内運動場 午前9時から午後9時 30分まで	半面	600	1,200	1,800	6,000		
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000		

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人利用（堀金総合体育館及び堀金多目的屋内運動場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
  - A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合
  - B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合
  - C スポーツ以外で入場有料の場合
  - D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

5 安曇野市明科地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
明科 体育館	体育室 午前9時から 午後9時30分 まで	片面	600	1,200	1,800	6,000	12月28日から 翌年1月4日 までの日 屋外体育施設 において、特 定の競技以外 は、12月から 翌年3月まで の冬期閉鎖の 間 管理上支障が あると認めら れるとき。
		全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
市営明科農村広場	柔道場、剣道場 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	400	800	1,200	4,000	
		片面	900	1,800	2,700	9,000	
		全面	1,800	3,600	5,400	18,000	

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人利用（明科体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
  - A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合
  - B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合
  - C スポーツ以外で入場有料の場合
  - D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

6 安曇野市マウンテンバイクコース

区分	単位	使用料 (円)	利用時間	利用期間	休場日
個人利用	1人1日につき	200	4月20日から9月までは、午前9時から午後4時まで 10月及び11月は、午前9時から午後3時30分まで	4月20日から11月30日まで	月曜日、火曜日及び木曜日 管理上支障があると認められるとき。
専用利用	1回1日につき	20,000			
レンタルバイク	1台1時間につき	300			
ヘルメット	—	無料			
備考 休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に該当するときは、当該日は開場するものとする。					

7 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から翌年3月31日までの日
豊科水辺公園マレットゴルフ場		
権現宮マレットゴルフ場		
立足マレットゴルフ場		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		
黒沢マレットゴルフ場		

第2条 安曇野市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1 安曇野市豊科南社会体育館の項を削る。

別表第2中

「

区分及び利用時間	使用料				休場日
	A	B	C	D	



豊科南社会体育館 午前9時から午後 9時30分まで	片面	620	1,240	1,860	6,200
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400
	片面 照明	200	400	600	2,000
	全面 照明	400	800	1,200	4,000
豊科武道館 柔道場・剣道場 午前9時から午後 9時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000

」を

「

区分及び利用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
豊科武道館 柔道場・剣道場 午前9時から午後 9時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年7月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市体育施設条例の別表の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第55号

室山アグリパーク条例の一部を改正する条例

室山アグリパーク条例（平成17年安曇野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第5条関係）

1 パターゴルフ場使用料

（単位：円）

施設名	使用料		
	パターゴルフ場	1人1ラウンド（道具使用料を含む。）	大人
小中学生			310
2ラウンド以降1人1ラウンド			200

2 テニスコート使用料

（単位：1時間当たり 円）

施設名		使用料			
		A	B	C	D
テニスコート（全天候）	1面	500	1,000	1,500	5,000
テニスコート（クレー）	1面	250	500	750	2,500

備考

1 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第56号

安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例

安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「物品販売」を「物品の販売」に改め、同項第6号中「を除くもの」を削り、同条第3項中「当該事項」を「行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項」に改め、同条第6項中「者は、」の次に「その権利を」を加える。

第8条中「において」及び「その利用者の危険を防止するため、」を削り、「又は制限」を「若しくは制限」に改める。

第15条第2項中「において」を削り、「前項の」を「前項に」に改め、同項第1号中「ため」の次に「、」を加える。

第16条中「において」を削る。

第25条第1号中「同条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2号及び第3号中「前条」を「第17条」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第11条関係）

1 龍門淵公園施設使用料

（単位：1時間当たり 円）

施設名		使用料			
		A	B	C	D
運動広場	半面	900	1,800	2,700	9,000
	全面	1,800	3,600	5,400	18,000
テニスコート	1面	500	1,000	1,500	5,000
ゲートボール場	1面	500	1,000	1,500	5,000
備考					
1 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

2 三郷文化公園施設使用料

（単位：1時間当たり 円）

施設名			使用料			
			A	B	C	D
体育館	メインアリーナ	半面	600	1,200	1,800	6,000
		全面	1,200	2,400	3,600	12,000
		観覧席暖房料	150	300	450	1,500
		トレーニング器具	1回 300			
		放送設備	150	300	450	1,500
	柔道場	全面	400	800	1,200	4,000
	剣道場	全面	400	800	1,200	4,000
	会議室	全面	400	800	1,200	4,000
	健康相談室	全面	400	800	1,200	4,000
グラウンド	半面	900	1,800	2,700	9,000	
	全面	1,800	3,600	5,400	18,000	
テニスコート	1面	500	1,000	1,500	5,000	
備考						
1 施設を専用しない場合の個人利用（体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。						
2 使用料の区分						
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合						
3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。						

### 3 豊科南部総合公園施設使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名			使用料			
			A	B	C	D
安曇野市総合体育館	メインアリーナ	1 / 4面	1,000	2,000	3,000	10,000
		半面	2,000	4,000	6,000	20,000
		全面	4,000	8,000	12,000	40,000
		1 / 4面照明	200	400	600	2,000
		半面照明	400	800	1,200	4,000
		全面照明	800	1,600	2,400	8,000

		冷暖房料	2,000	4,000	6,000	20,000
		放送設備	600	1,200	1,800	6,000
サブアリーナ		半面	700	1,400	2,100	7,000
		全面	1,400	2,800	4,200	14,000
		半面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
		冷暖房料	1,000	2,000	3,000	10,000
		放送設備	300	600	900	3,000
	柔剣道場		半面	400	800	1,200
		全面	800	1,600	2,400	8,000
		半面照明	300	600	900	3,000
		全面照明	600	1,200	1,800	6,000
		冷暖房料	1,400	2,800	4,200	14,000
トレーニング室兼多目的利用室		半面	300	600	900	3,000
		全面	600	1,200	1,800	6,000
		半面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
		半面冷暖房料	300	600	900	3,000
		全面冷暖房料	600	1,200	1,800	6,000
		放送設備	300	600	900	3,000
会議室		半面	400	800	1,200	4,000
		全面	800	1,600	2,400	8,000
		放送設備	300	600	900	3,000
	応接室		300	600	900	3,000
	器具等使用料	映像設備	300	600	900	3,000
テニスコート	1面		500	1,000	1,500	5,000

備考

1 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 礪山公園施設使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名	行為等	金額 (円)
体験学習施設Ⅰ	集会、展示会	520
	募金、興行、物品販売	2,610
体験学習施設Ⅱ	集会、展示会	1,040
	募金、興行、物品販売	5,230
備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。		

5 高家公園グラウンド使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名		使用料			
		A	B	C	D
グラウンド	全面	800	1,600	2,400	8,000
備考					
1 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第57号

安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例

安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第6条関係）

1 豊科地域学校施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び使用時間		使用料	休場日
豊科南 小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面 600	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき。 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間
		全面 1,200	
	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面 900	
豊科北 小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面 600	
	校庭 午前5時から日没まで	全面 900	
豊科東 小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面 600	
		全面 1,200	
	校庭 午前5時から日没まで	全面 900	
豊科南 中学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面 600	
		全面 1,200	
	校庭 午前5時から日没まで	全面 900	
豊科北	体育館	半面 600	

中学校	午前9時から午後9時30分まで	全面	1,200
	校庭 午前5時から日没まで	全面	900

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

## 2 穂高地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
穂高南 小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面 600	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき。 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間
		全面 1,200	
	校庭 午前5時から日没まで	全面 900	
穂高北 小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面 600	
		全面 1,200	
	南校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面 900	
穂高西 小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面 600	
	校庭 午前5時から日没まで	全面 900	
	講堂 午前9時から午後9時30分まで	全面 600	
穂高東 中学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面 600	
		全面 1,200	
	講堂 午前9時から午後9時30分まで	半面 600	
		全面 1,200	



	柔剣道室 午前9時から午後9時30分まで	全面	400
	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面	900
穂高西 中学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	600
		全面	1,200
	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面	900
	柔剣道室 午前9時から午後9時30分まで	全面	400

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

### 3 三郷地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日	
三郷小 学校	第2体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき。 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間	
		全面		1,200
三郷中 学校	講堂 午前9時から午後9時30分まで	全面		600
		校庭 午前5時から午後9時30分まで		全面

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

### 4 堀金地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
堀金小 学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき。
		全面	

	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面	900	12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間
堀金中学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	片面	600	
		全面	1,200	
	校庭 午前5時から日没まで	全面	900	

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

#### 5 明科地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料		休場日
明南小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	片面	600	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき。 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間
		全面	1,200	
	校庭 午前5時から日没まで	全面	900	
明北小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	片面	600	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき。 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間
		全面	1,200	
	校庭 午前5時から日没まで	全面	900	
明科中学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	片面	600	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき。 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間
		全面	1,200	
	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面	900	

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛